

生活介護に係る報酬・基準について②《論点等》

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

こども家庭庁 支援局 障害児支援課

【論点】生活介護に係るサービスの質の評価について

現状・課題

- 生活介護に係るサービスの質の評価については、常勤換算方法で看護職員を手厚く配置した場合の加算（常勤看護職員等配置加算）や、手厚い人員配置体制をとっている場合の加算（人員配置体制加算）により評価を行っている。
- また、良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、常勤で配置されている職員のうち、社会福祉士等の資格を保有する職員が一定の割合以上で配置している場合の加算（福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）・（Ⅱ））や、常勤職員又は勤続年数が3年以上の職員が一定の割合以上で配置されている場合の加算（福祉専門職員配置等加算（Ⅲ））により評価を行っている。※（Ⅰ）又は（Ⅱ）と（Ⅲ）を併給することはできない。
- 一方で、現行の福祉専門職員配置等加算は、（Ⅰ）又は（Ⅱ）と（Ⅲ）について併給することができないため、資格を保有する職員の勤続年数等が考慮された加算になっておらず、併給を可能として欲しいとの意見もある。
- 財政制度等審議会財政制度分科会（令和5年11月1日開催）においては、生活介護について、非常勤職員や、勤続年数が低い職員を雇うことで給与費を低く抑えられている事業所があることから、「サービスの質を適正に評価する報酬体系への見直しを行うべき。」と指摘されている。

検討の方向性

- 現行の福祉専門職員配置等加算は、（Ⅰ）又は（Ⅱ）と（Ⅲ）について併給することができず、資格を保有する職員の勤続年数等が考慮された加算になっていないことから、生活介護において、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）との併給を可能とするなど、サービスの質を適切に評価する報酬体系を検討してはどうか。

各論③：生活介護（サービスの質・利用時間に応じた報酬）

障害報酬改定

- 生活介護の収差率は全サービス平均よりも高く、特に営利法人の収支差率は高い水準となっている。この点、営利法人の経費を見ると、社会福祉法人と比べ、**非常勤職員や、勤続年数が低い職員**を雇うことで、**給与費が低く抑えられている**。
- 生活介護の報酬は、**営業時間で設定され、利用者ごとのサービスの利用時間が考慮されていない**。営業時間を見ると、**大宗の9割強の事業所は6時間以上の営業時間であり減算の適用はされていない一方で、利用時間を見ると約3割の事業所は6時間未満**となっており、**短いサービス提供時間で高い報酬を得ている可能性がある**。

◆生活介護の収支差率

	令和3年度
全体	8.3%
うち営利法人	16.8%
うち社会福祉法人	8.4%
全サービス平均	5.1%

(注) 収支差率は事業収入から事業支出を控除したものであり、収支差率は収支差を事業収入に除したものである。

◆収支差率の内訳

	社会福祉法人	営利法人
収入	100.0%	100.0%
支出	91.6%	83.2%
うち給与費	66.3%	56.8%
うち特別費用(本部への繰入)	3.9%	0.2%
収支差	8.4%	16.8%

(出所) 令和4年度障害福祉サービス等経営概況調査

◆生活介護の報酬設定

営業時間	基本報酬
6時間以上	546単位
4～6時間	30%減算
4時間未満	50%減算

(注) 20人以下で、区分2以下の場合

◆通所介護の報酬設定

サービス提供時間	基本報酬
8時間以上9時間未満	1,339単位
7時間以上8時間未満	1,288単位
6時間以上7時間未満	1,150単位
5時間以上6時間未満	1,113単位
4時間以上5時間未満	682単位
3時間以上4時間未満	651単位
3時間未満	評価なし

(注) 地域密着型(利用定員18人以下)、要介護度5の場合

◆生活介護に従事する職員の就業形態



(出所) 令和4年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査

◆生活介護に従事する職員の平均勤続年数



◆営業時間・利用時間の割合



(出所) 令和元年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査 (出所) 令和4年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査

【改革の方向性】(案)

- 報酬改定において、**営業時間ではなく、サービス利用時間に応じた報酬体系への見直しを行うとともに、サービスの質を適正に評価する報酬体系への見直しを行うべき。**

生活介護における経営主体別の収支差率

(論点 参考資料②)

- 令和5年障害福祉サービス等経営実態調査によると、生活介護の1事業所当たりの収支差率は、営利法人14.1%、社会福祉法人7.8%と約1.8倍の差がある。
- 支出の項目(事業活動費用)の(1)給与費について、営利法人と社会福祉法人では、約6%の差があるとともに、サービス換算職員数あたり給与費は、営利法人では3,914千円に対して、社会福祉法人では5,109千円となっている。

<令和5年障害福祉サービス等経営実態調査(抜粋)>

第16表 生活介護 1施設・事業所当たりの収支額、収支等の科目(経営主体別)

※ 経営主体別の集計においては、客体数が少なくなり、個々のデータの影響が大きくなるため参考数値

(単位：千円)

		全体		社会福祉法人 (社協を含む)		営利法人		NPO法人		その他	
I 事業活動収益	(1) 自立支援費等・措置費・運営費収入	76,952	93.4%	91,512	92.9%	42,077	98.1%	35,196	95.5%	71,333	93.0%
	(2) 利用料収入	2,893	3.5%	3,893	4.0%	700	1.6%	487	1.3%	799	1.0%
	(3) 補助事業等収入	983	1.2%	1,405	1.4%	3	0.0%	9	0.0%	79	0.1%
	(4) その他	1,018	1.2%	968	1.0%	115	0.3%	1,182	3.2%	3,017	3.9%
II 事業活動費用	(1) 給与費	53,429	64.8%	63,985	65.0%	25,284	58.9%	25,017	67.8%	49,781	64.9%
	(2) 減価償却費	3,905	4.7%	5,101	5.2%	1,210	2.8%	1,334	3.6%	662	0.9%
	(3) 国庫補助金等特別積立金取崩額	▲ 1,511	-1.8%	▲ 2,167	-2.2%	0	0.0%	▲ 27	-0.1%	▲ 6	0.0%
	(4) 委託費	2,825	3.4%	3,421	3.5%	334	0.8%	369	1.0%	6,844	8.9%
	(5) その他	14,077	17.1%	16,505	16.8%	9,791	22.8%	6,681	18.1%	11,321	14.8%
III 事業活動外収益	(1) 借入金利息補助金収入	11	0.0%	15	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
IV 事業活動外費用	(1) 借入金利息	79	0.1%	65	0.1%	142	0.3%	94	0.3%	97	0.1%
V 特別収益	(1) 本部からの繰入	551	0.7%	682	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	1,467	1.9%
VI 特別費用	(1) 本部への繰入	2,790	3.4%	3,888	3.9%	87	0.2%	290	0.8%	656	0.9%
収入(①=I+III+V)		82,407	100.0%	98,475	100.0%	42,896	100.0%	36,873	100.0%	76,695	100.0%
支出(②=II+IV+VI)		75,595	91.7%	90,798	92.2%	36,847	85.9%	33,757	91.5%	69,355	90.4%
収支差(③=①-②)		6,812	8.3%	7,676	7.8%	6,049	14.1%	3,117	8.5%	7,340	9.6%
客体数		384		267		40		57		20	
a 設備資金借入金元金償還支出		475		536		98		575		126	
b 長期運営資金借入金元金償還支出		118		44		432		114		503	
c その他の長期借入金償還支出		15		6		44		38		6	
(参考) (③+II(2)+II(3))- (a+b+c)		8,599		10,025		6,685		3,696		7,361	
1 施設・事業所あたり定員数		29		33		19		16		28	
定員あたり収入		2,854		2,979		2,300		2,274		2,710	
定員あたり支出		2,618		2,747		1,976		2,081		2,451	
1 施設・事業所あたりサービス換算職員数		10.8		12.5		6.5		6.5		9.4	
サービス換算職員数あたり給与費		4,928		5,109		3,914		3,823		5,293	

※無回答の施設・事業所は含まれない。

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、要件に応じて加算。(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)のいずれかを算定)

対象サービス

療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立生活援助、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

区分	要件 (※1)	単位数
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 算定率 (R4.12) : 40.9%	・生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師 (※2) である従業者の割合が35%以上	15単位/日 (※3) 10単位/日
福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 算定率 (R4.12) : 10.7%	・生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が25%以上	10単位/日 (※3) 7単位/日
福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 算定率 (R4.12) : 23.1%	・以下の①,②のいずれかに該当する場合 ①生活支援員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が75%以上 ②生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が30%以上	6単位/日 (※3) 4単位/日

(※1) 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、作業療法士を配置している就労移行支援事業所等において、配置していない事業所と比べて、一般就労への移行実績や職場定着の実績が高いことから、「作業療法士」についても福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)(Ⅱ)における有資格者として評価 (H30報酬改定)

(※2) H30報酬改定において、精神障害者に対してより高度で専門的な支援を行うため、「公認心理師」を福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)(Ⅱ)における有資格者として追加

(※3) 療養介護、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の単位数